

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月29日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「全国町村会総合賠償補償保険の範囲内の町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年 5 月 11 日に、葉山町下山口 1577 番地の 2 に位置する町道において側溝のグレーチングが土砂や草が詰まったことにより浮き上がっており、出庫切り返しをしていた相手方の自家用自動車の車輪にグレーチングの角が刺さり、そのまま巻き上げたことで、フロントバンパー等が破損したことについて和解し、及び損害賠償の額を決定する。

- 1 相手方 町内在住者
- 2 損害賠償額 287,209 円
- 3 和解の内容 損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和 6 年 7 月 4 日

葉山町長 山 梨 崇 仁